

新たに認可・認定を受けて
令和4年4月から事業を開始する予定施設等の
利用定員について

令和3年10月12日

▼今回設定する利用定員の取扱い

- ・令和4年4月からの事業開始を目指し、内示を行った保育所及び新たに認定こども園へ移行予定の施設の利用定員を仮設定し、令和4年度の2号及び3号認定子どもの新規入園募集（令和3年11月下旬実施予定）の定員に反映させる。

（※既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、令和3年度の利用定員で募集予定）

- ・なお、既存施設の利用定員の変更分（既存施設から利用定員の変更申請があった場合のみ）も含めて、正式な市内全体の令和4年度の利用定員については、令和4年1月開催予定の当部会で改めて審議を行い、設定する。

▼今回仮設定する利用定員の対象施設

- ・令和3年度第1回「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」で認可が相当と答申された保育所及び幼保連携型認定こども園並びに幼保連携型以外の認定こども園で認定基準を満たした施設で、それぞれ内示を行った施設の合計4施設

（※各施設の状況は市のホームページで公開中）

▼今回仮設定する利用定員

次ページ以降参照（P2～P3）

利用定員について

▼令和4年4月からの事業実施を目指し、認可・認定の内示を行った施設

(1) 幼保連携型認定こども園: 1施設

区域	園名	3年度の施設形態	増減	設定する利用定員(令和4年度)						合計
				教育 1号	保育			計 (2号+3号)		
					2号	3号				
		0歳	1, 2歳	小計						
④南部	幼保連携型認定こども園くたに幼稚園	幼稚園型	3年度	45	45	0	0	0	45	90
			4年度	45	36	3	21	24	60	105
			増減数	0	▲9	3	21	24	15	15

(2) 保育所型認定こども園: 3施設

区域	園名	3年度の施設形態	増減	設定する利用定員(令和4年度)						合計
				教育 1号	保育			計 (2号+3号)		
					2号	3号				
		0歳	1, 2歳	小計						
①中心部	認定こども園 アイドル園	地方 裁量型	3年度	1	15	5	10	15	30	31
			4年度	1	15	5	10	15	30	31
			増減数	0	0	0	0	0	0	0
④南部	認定こども園 ゆうゆう	地方 裁量型	3年度	3	17	6	14	20	37	40
			4年度	3	17	6	14	20	37	40
			増減数	0	0	0	0	0	0	0
⑧北条	認定こども園 慈童保育園	保育所	3年度		24	4	12	16	40	40
			4年度	6	24	4	12	16	40	46
			増減数	6	0	0	0	0	0	6

※「認定こども園 アイドル園」と「認定こども園ゆうゆう」は、保育所の認可の内示により保育所型認定こども園へ移行予定

利用定員について

▼令和4年度の利用定員の増減見込み(令和3年度中に認可・認定の内示を行った施設等の前年度比増減等)

区域	施設類型	施設名	教育	保育					合計
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)	
					0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	保育所型 認定こども園	認定こども園 アイドル園	0	0	0	0	0	0	0
④南部	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型認定こども園 くたに幼稚園	0	▲ 9	3	21	24	15	15
④南部	保育所型 認定こども園	認定こども園ゆうゆう	0	0	0	0	0	0	0
⑧北条	保育所型 認定こども園	認定こども園 慈童保育園	6	0	0	0	0	0	6
合計			6	▲ 9	3	21	24	15	21

※数値は令和3年度との比較値

利用定員について

～令和3年度利用定員見込み～

①教育・保育給付認定別

区域	区分	教育			保育				合計 (教育+保育)	
		1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号				計 (2号+3号)
						0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	3年度	1,343	470	1,813	1,297	237	961	1,198	2,495	4,308
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年度	1,343	470	1,813	1,297	237	961	1,198	2,495	4,308
②北東部	3年度	227	334	561	172	27	90	117	289	850
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年度	227	334	561	172	27	90	117	289	850
③東部	3年度	832	470	1,302	474	74	330	404	878	2,180
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年度	832	470	1,302	474	74	330	404	878	2,180
④南部	3年度	1,618	960	2,578	915	184	553	737	1,652	4,230
	今回増減	—	—	—	▲ 9	3	21	24	12	12
	4年度	1,618	960	2,578	906	187	574	761	1,664	4,242
⑤西部	3年度	198	1,735	1,933	701	81	359	440	1,141	3,074
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年度	198	1,735	1,933	701	81	359	440	1,141	3,074

利用定員について

区域	区分	教育			保育				合計 (教育+保育)	
		1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
						0歳	1, 2歳			小計
⑥北西部	3年度	367	315	682	234	40	171	211	445	1,127
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年度	367	315	682	234	40	171	211	445	1,127
⑦北部	3年度	601	0	601	479	81	298	379	858	1,459
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年度	601	0	601	479	81	298	379	858	1,459
⑧北条	3年度	275	0	275	348	41	180	221	569	844
	今回増減	6	0	6	—	—	—	—	—	6
	4年度	281	0	281	348	41	180	221	569	850
⑨中島	3年度	10	0	10	21	0	10	10	31	41
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年度	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	3年度	5,471	4,284	9,755	4,641	765	2,952	3,717	8,358	18,113
	今回増減	6	0	6	▲ 9	3	21	24	12	18
	4年度	5,477	4,284	9,761	4,632	768	2,973	3,741	8,370	18,131

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の利用定員。 ※地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

※従前の新制度施設(令和3年度時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の変更は加味しない。

～参考～

<利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第19版】№104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第19版】№104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。

利用定員について

～教育・保育施設及び地域型保育事業数の推移～

施設種別	公私別	類型等	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度(見込み)	
			施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比
認定こども園	公立	幼保連携型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育所型	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
		地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
	私立	幼保連携型	11	2	15	4	19	4	19	0	20	1	21	1
		幼稚園型	5	1	7	2	7	0	7	0	8	1	7	▲1
		保育所型	7	1	10	3	11	1	11	0	10	▲1	13	3
		地方裁量型	5	1	4	▲1	4	0	4	0	4	0	2	▲2
		小計	28	5	36	8	41	5	41	0	42	1	43	1
合計		30	5	38	8	43	5	43	0	44	1	45	1	
保育所	公立	直営	14	0	14	0	14	0	13	▲1	13	0	13	0
		委託	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
		小計	24	0	24	0	24	0	23	▲1	23	0	23	0
	私立	—	31	▲1	27	▲4	22	▲5	22	0	22	0	21	▲1
	合計		55	▲1	51	▲4	46	▲5	45	▲1	45	0	44	▲1
幼稚園	国立	—	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	市立	—	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
	私立	新制度	7	1	10	3	12	2	12	0	12	0	12	0
		私学助成等	23	▲3	16	▲7	14	▲2	14	0	13	▲1	13	0
		小計	30	▲2	26	▲4	26	0	26	0	25	▲1	25	0
合計		36	▲2	32	▲4	32	0	32	0	31	▲1	31	0	
地域型 保育事業	公立	小規模保育	1	▲2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	1	▲2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	私立	小規模保育	17	7	24	7	24	0	24	0	24	0	24	0
		事業所内保育	6	1	8	2	8	0	8	0	8	0	8	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	23	8	32	9	32	0	32	0	32	0	32	0
合計		24	6	33	9	33	0	33	0	33	0	33	0	

※各年度4月1日時点(ただし、4年度(見込み)は、令和3年10月12日時点で、令和3年度中に廃止及び認可・認定の内示を行った施設を反映)